

## 指 定 管 理 者 管 理 運 営 状 況 検 証 調 書 ②

1 施設の概要

施設名	香川県視覚障害者福祉センター	所在地	高松市番町1丁目10-35
設置目的	身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）第34条に規定する視聴覚障害者情報提供施設（点字図書館）として、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を作成し、視覚障害者の利用に供するとともに、相談に応じる等の事業を実施し、視覚障害者の福祉の増進を図る。		
規模	鉄筋コンクリート造7階建 香川県社会福祉センター4F南側 432.0㎡	設置年月日	昭和41年7月

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	(公財) 香川県視覚障害者福祉協会	指定期間	平成28年4月1日～ 令和3年3月31日
委託業務の内容	1 施設の維持管理に関すること 2 視覚障害者福祉センターの設置目的に関すること (1) 点字図書館を視覚障害者の利用に供すること (2) 視覚障害者に対する情報提供等を行うこと (3) 各種委託事業を実施すること 3 その他施設の管理運営に必要な事項	県からの委託料	平成28年度 31,968千円 平成29年度 31,664千円 平成30年度 32,152千円 令和元年度 32,186千円 令和2年度 32,118千円
導入効果	1 利用促進に向けた取組み 声のセンター便り（2月以外毎月）、点字広報（年4回）やホームページでの広報、各地域に出向いての出張相談などにより、情報提供が有効に実施され利用促進が図られている。 2 新規事業の提供 令和元年度からJR四国と連携した「視覚障害者サポート講座」を開催するなど、福祉従事者の育成などにも積極的に取り組んでいる。 3 利用者サービスの向上 点字図書館利用者が、自宅で情報収集できるよう、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」を活用した情報を提供するほか、利用者のニーズに迅速に対応し、歩行訓練や点字訓練、相談支援事業などを実施するなど、視覚障害の特性を理解し、利用者へのサービスの向上に取り組んでいる。		

3 管理運営方法の見直し等の結果

今後の管理形態	指定管理
理由	1 運営経費の比較 経費面は直営で実施するよりも、令和元年度で15,720千円の節減となっており、指定管理者制度を継続する方が有利であると考えられる。 2 事業の実施内容 上記のとおり、利用者サービスの向上が図られている。  上記1及び2から、今後も引き続き指定管理者制度を継続する。

指定管理者制度を更新する場合

選定方法	非公募
非公募の場合、その理由	当該施設の主たる利用者である視覚障害者で組織されている団体であり、視覚障害の特性を十分理解し、利用者の様々なニーズに適切に応える施設管理が期待できる。 また、平成18年度から当該施設の指定管理者として管理実績があり、包括協定の仕様書に定められた事業が適切に実施されており、今後も適切な管理及び事業の実施が期待できる。 さらに、点字指導員や音声訳指導員、視覚障害者歩行訓練士等を有する専門性の高い団体は協会以外になく、また、協会は、県の施策と一体的に視覚障害者の福祉向上のための事業を行っており、施設の有効活用がより図られる。  上記から、今後も、非公募で引き続き、現委託先を指定管理者とすることが適当である。